

平成26年度第1回千葉県福祉有償運送運営協議会議事録

- 1 日 時 平成26年5月22日（木）14時00分から15時15分まで
- 2 場 所 議会棟第3委員会室
- 3 出席者
 - (1) 福祉有償運送協議会委員
加藤委員、木戸委員、佐久間委員、櫛田委員、田川委員、清家委員、大木委員（会長）
 - (2) 事務局
高齢福祉課：嶋川課長、菊地主査、野中主任主事
交通政策課：小松技師 介護保険課：秋元係長 障害企画課：北田主任主事
障害者自立支援課：岩撫主任主事

4 議 題

- (1) 会長の選任について
- (2) 更新登録申請について
- (3) 運送の対価の変更
- (4) 運送の対価の以外の対価について

5 議事の概要

- (1) 会長の選任について
前会長の退任に伴う新会長の選任を行った。
- (2) 更新登録申請について
 - ア 資料1-2に基づき更新登録申請事業者が説明後、質疑を行った。
 - イ 協議は議題（3）の説明、質疑後行った。
 - ウ 採決は議題（3）の協議後行った。
- (3) 運送の対価の変更
 - ア 資料1-2に基づき運送の対価の変更申請事業者が説明後、質疑を行った。
 - イ 議題（1）及び議題（2）の協議を行った。
 - ウ 議題（1）及び議題（2）の採決を行った。
- (4) 運送の対価の以外の対価について
 - ア 資料2に基づき事務局が説明後、質疑を行った。
 - イ 議題（4）の採決を行った。

6 議事内容

（事務局）

委員の皆様、大変お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから、千葉県福祉有償運送運営協議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます事務局の高齢福祉課、野中と申します。よろしくお願ひいたし

ます。

本日ご出席の委員数は、総数7人のうち7人全員出席となっており、過半数が出席しているため、本協議会設置条例第5条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

本日の議題は「会長の選任」、「更新登録」、「運送の対価の変更」及び「運送の対価以外の対価について」を予定しておりますが、「更新登録」、「運送の対価の変更」の中で、「申請事業者の協議」については非公開ということにさせていただきますので、委員の皆様には、ご了承いただきたいと存じます。

それでは始めに、事務局の鳩川高齢福祉課長よりご挨拶を申し上げます。

(鳩川課長)

高齢福祉課長の鳩川です。私は昨年度から引き続きということで、皆様にご協力をいただくということになります。

今日は、平成26年度の第1回目の協議会ということで、先ほど事務局から申し上げましたが、議題は4点ございます。

(4)の運送の対価以外の対価という部分が、前回協議会からの引き続きの検討事案となっておりますので、ご意見をいただけたらと思います。

平成26年度1年間、よろしく願い申し上げます。以上でございます。

(事務局)

続きまして、議題に入る前に平成26年4月1日付で委員の交代がございます。

まず、池田委員に代わりまして、千葉運輸支局より清家委員が委嘱されております。

また、本協議会の会長を務めていた白井委員に代わりまして、同じく千葉市高齢障害部長の大木委員が委嘱されております。

以上、お二人の委員が交代されました。

続きまして、次第2の議題に進ませていただきます。

まず、議題(1)の会長の選任についてとなります。

なお、議事の進行については会長をお願いしているところですが、白井前会長が退任されたので、新たに会長を選出していただく必要がございます。

会長が決まるまでの間、事務局で仮の議長をたてまして、会長の選出を行いたいと思います。

仮議長は、鳩川高齢福祉課長が務めさせていただきます。

よろしく申し上げます。

(鳩川課長)

それでは、会長が決まるまでの間、仮議長を努めさせていただきます。

千葉市福祉有償運送運営協議会設置条例第4条2項の規定により、互選により会長を定めることとなっておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(加藤委員)

事務局のほうで何か腹案はお持ちでしょうか。

(事務局)

事務局の高齢福祉課、菊地と申します。よろしくお願いいたします。

本運営協議会は、道路運送法施行規則第51条の7の規定により、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために、市町村長が主宰する協議会であることとされていることから、市の代表である大木委員が会長を務めることでご了解が得られればと考えます。いかがでしょうか。

(鳩川課長)

ただいま事務局から案がございましたけれどもいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鳩川課長)

ありがとうございます。

事務局の提案にご賛同をいただきましたので、大木委員に会長をお願いしたいと存じます。

それでは、会長は席の移動をお願いします。

それでは、大木会長より、ご挨拶をお願いします。

(大木会長)

高齢障害部長の大木でございます。

福祉有償運送につきましては、皆様方に大変お世話になっているところであります。

今回会長ということで、皆様のご協力をいただきながらスムーズな議事進行に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(鳩川課長)

今後は、大木会長に議事進行をお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

(大木会長)

それでは、続いて議事の進行を務めさせていただきます。

本日のこの後の議題は(2)「更新登録申請」1件、(3)「運送の対価の変更」1件及び(4)「運送の対価以外の対価」についてです。

まず、事務局より(2)と(3)の事業者へのヒアリングの流れについて説明をお願いします。

(事務局)

本日の議題(2)更新登録と(3)運送の対価の変更につきましては、続けて協議をお願いいたします。

委員の皆様には、事前に資料1-2「事業者申請概要」を郵送させていただき、申請事業者及び申請内容等についてご覧いただいているところでございますが、これから申請事業者に申請内容等について説明をしていただきますので、質問等がございましたらお願いします。

なお、今回、特定非営利活動法人ひだまりの更新登録に関しましては、田川委員は申請の当事者になりますので、ご質問等はお控えくださいますようお願いいたします。

各事業者のヒアリングが終了した後に、これに対する協議をお願いします。協議後に承認について、お諮りしたいと考えておりますのでよろしくようお願いいたします。

なお、特定非営利活動法人ひだまりについてお諮りする際は、田川委員は当事者になりますのでご退室をお願いいたします。

また、お手元にお配りしている資料のうち、「協議に係る申請書類」につきましては、個人情報がございますので、協議会終了後に回収させていただきます。

(大木会長)

それでは、お手元の資料1-1の順番にヒアリングを実施します。

申請事業者の特定非営利活動法人ひだまりさん、お願いいたします。

(ひだまり)

よろしくお願いいたします。

私ども特定非営利活動法人ひだまりでは、福祉有償運送の運営協議会が設置される前の平成15年度より運送を行わせていただきまして、協議会が立ち上がった時に、移送区域を千葉市、四街道市、八千代市及びそれらを発着地とする地域として、知的障害者の方の移動支援、行動援護ということで、既知の運転者、特定の車両への強いこだわりを有し、同乗者への危険行為や急に暴れたり、大声をあげる突発行為等を有し、運転者にも専門的な知識が求められるような方を対象に、運送を行ってきました。今後も公共交通機関による移動が困難な利用者に対し、福祉有償運送を行うことで社会参加のための外出支援をしたいと考えております。

現在、運送の対象は、主として知的障害をお持ちの方で、67名いらっしゃいます。

使用車両は普通車を4台としており、知的障害者の方は非常に車両へのこだわりが強いため、車いす用の装置等がついていると、逆にそれにこだわりを示してしまつて危ないこともありますので、すべて普通車ということで対応させていただいております。

運転者はすべて免許取得3年以上で、その他の条件についても該当者はありません。

保険に関しては、全車両対人無制限、対物500万円以上の保険に加入しております。

利用料金は、5キロまで400円、以降1キロごと80円で、事務所を発着地として全行程について1キロごと80円をいただくようになっております。

管理運営体制についても、各責任者について選任をしており、運行管理マニュアルで運行に際しての確認方法は明記しておりますし、その他の記録簿についてもすべて整えております。

項目には平成24年度の輸送実績となっておりますが、すでに平成25年度の実績を記入しております。走行距離は8,165キロ、運送回数は495回、運送収入は653,000円となっております。

以上です。

(大木会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明をいただきました内容について、ご質問、ご意見等がありましたら、手を挙げてお願いいたします。

(加藤委員)

料金について、お客様からは利用の都度料金をいただくのでしょうか。
それとも、月締めでいただいているのでしょうか。
乗った回数によって割引とかはないのでしょうか。

(ひだまり)

月にまとめてお支払いをいただく形をとっております。
割引は一切行っていません。

(加藤委員)

わかりました。ありがとうございます。

(佐久間委員)

利用料金は従来のままですか。
4月から消費税が変わっていますが、その辺はどのようにお考えですか。

(ひだまり)

収支が実際にいくら上下するかが、この申請を出す段階でわからなかったこともあり、まずは1年様子を見て、もし赤字になるようであれば、また協議を依頼させていただこうと思って、このままで申請をさせていただきます。

(佐久間委員)

わかりました。

(櫛田委員)

運転者にも専門的な知識を求められるとありましたが、医学的な知識が必要ということでしょうか。

(ひだまり)

医学的な知識ということではありません。

私どもは非常に重い知的障害者の方を見ておまして、赤信号を止まるタイミングとか、道路の走り方にもこだわってしまって、車を停止せざるをえないことも多々あります。

運転者が、事前に本人がどういったこだわりをお持ちであるかという知識を持っていただいて、何かあった時に運転操作を誤るようなことが無いようにするという意味での知識です。

(櫛田委員)

そうしますと、そういう教育が必要になりますよね。
未経験の人とか。

(ひだまり)

まったく未経験の者はおらず、運転者すべてが知的障害者の外出支援を専門に行っている者が運転者を兼ねております。

(櫛田委員)

そうすると、運転する方というのはかなり限定されますか。

(ひだまり)

そうですね。

限定されておりますので、運送の件数としても少なく、できるだけ公共交通機関を使えるようにするのが私たちのそもそもの目的ではありますので、利用者様とご家族様と相談しながら、やらせていただいております。

(大木会長)

他にご質問はありますか。

(各委員)

ありません。

(大木会長)

特定非営利活動法人ひだまりさんありがとうございました。

(ひだまり)

よろしく願いいたします。

(大木会長)

それでは、続きまして申請事業者、ロンの家福祉会さんお願いいたします。

(ロンの家福祉会)

今回、協議をお願いするのは運送の対価の変更についてでございます。

私どもの概要をまずお話しさせていただきます。

設立は平成12年で、移送開始いたしましたのは、平成18年でございます。

主に知的障害者の運送を行っております。

運送を必要とする理由は、主に知的障害を持つ方の運転へのこだわりや、危険行為または、暴れる、大声を出す等突発行為に、同乗者のみならず、運転者にも専門的な知識が求められる状況の中で、公共交通機関の利用が難しい方に対して、この福祉有償運送を行うことで外出支援をしたいと考えております。

移送の区域は、千葉市と船橋市を発着地としております。

主に外出支援、帰宅支援、お迎え支援をしております。

車はすべて法人車両4台、セダン型、ワンボックス型がございます。

免許取得者は5名で、福祉有償運送運転者講習およびセダン等運転者講習を受講しております。
免許の取得も3年以上になっております。事故を起こした者はございません。保険等も全車両加入しております。

利用料金についてでございます。

従来は3キロ未満350円、以降1キロごとに50円ずつ加算の料金表に基づいて料金をいただいております。

今回変更する内容は、2キロ未満350円ということで、変更させていただきます。このことによって、従来より各区分50円ずつの値上げになります。

消費税のアップによって車と取り巻くいろいろな経費が、経営的に影響を受けますので、今回50円のアップをしたいと考えております。

千葉市の利用者は9名おまして、平成25年度の実績からいたしますと、1人当たり月平均8回利用しております、月平均400円の値上がりになります。

今後、消費税の値上がりも見込まれておりますし、ガソリン代につきましては不透明なところがありますので、この料金で考えております。

以上でございます。

(大木会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明をいただきました内容について、ご質問、ご意見等がありましたら、手を挙げてお願いいたします。

(加藤委員)

清家委員に質問したいんですけども、今まで3キロ未満350円でこれは問題なかったと思いますが、今回2キロ未満350円となりますと、1キロでも350円という考え方になりますよね。

そうしますと、タクシー料金の概ね半分というのとちょっと違うように感じますけれどもいかがですか。

(清家委員)

タクシーの場合は2キロまでは730円という決まった額ということだと思います。

(加藤委員)

市内のタクシー事業者で880メートル360円という料金もありますよね。それと比べたときの問題点というのはありませんか。

(清家委員)

長くなればたぶん影響はないと思いますが。

(加藤委員)

今までは、3キロ未満350円だったから、これまで質問しなかったと思うんですけども、今回、2キロ未満350円という数字になった時に、同じ350円だとうかかなと。

(清家委員)

1キロでも350円ということになります。

(田川委員)

1キロという利用の件数もあるんですか。

(ロンの家福社会)

あるにはあるんですが、本当に極端に少ないです。

今回2キロ未満というのを設定した背景はですね、50円アップにしたかったからです。

ただ、50円アップをどう表現するか、タクシーの基本の2キロ未満という表示に合わせて、2分の1以下ということを考えまして、1キロ未満いくらよりも、2キロ未満350円でいかがかなと考えております。

(加藤委員)

実は、先ほど言いましたように、880mで360円というタクシーもできています。

そういうものと比べたときにどうかなど。

(ロンの家福社会)

均一的な考え方で、1キロ未満、それ以上というより、細かい区分が必要なほどの対象者が、そういう対象の距離がないので、こうさせていただきました。

(加藤会長)

規定として認めるわけですから。

2キロ未満ということではなくて、2キロ以上というものであれば問題ないと思います。

2キロ未満の人も中には入るんだというのであれば、この数字は難しいです。全くいなければいいですけど。いるから2キロ未満というのを作っているんでしょうから。

(ロンの家福社会)

いる、いないということよりも、新規に受け入れるご利用者も毎年のようにございますので、そのところを、現利用者だけの走行距離だけではおしはかれないので、料金表は、現利用者以外の距離も必要だと思います。。

(加藤委員)

今までが3キロ未満350円ですから、今回は2キロ以上350円という設定の方が私は全体的に問題が無いと思います。

(ロンの家福社会)

2キロ以上350円ということですか。

(加藤委員)

2キロは350円。そのあと1キロ毎に50円なら。

(ロンの家福社会)

そうすると今までと変わらないんです。

(加藤委員)

今までは3キロ未満ですよ。

(ロンの家福社会)

3キロ未満が350円で、3キロから4キロが400円でした。

(加藤)

そうですね。だから今までは2キロの人も350円でした。今までの料金表を変えるのであれば、2キロ以上にさせていただければありがたい。そうすると、今タクシーで新たに880メートルで360円のタクシーができましたから。

(櫛田委員)

加藤委員が言われたように、そういう判断しますと確かに距離によっては、タクシーの半額を超えてしまいます。

(加藤委員)

2キロ未満の場合は、たとえば1キロ350円と言ったらタクシー料金の2分の1よりも高くなってしまいますから。

(田川委員)

360円というのができたんですか。

(加藤委員)

そうです、新たに。1キロ350円というタクシーが、今度は844メートルで370円という新たにタクシーの基準ができました。

(田川委員)

初乗り730円というのではなくて。

(加藤委員)

そうです。

(田川委員)

いつからですか。

(加藤委員)

この4月1日からです。消費税の増税分を入れるのに、2キロでいくらという会社と、844メートルでいくらという会社と、申請すればできるようになったんです。

(大木会長)

今までの1キロの350円を使ってもいいし、844メートルで370円という料金設定もできるといいますか。

(加藤委員)

それは、それぞれの会社の申請によってどれを選ぶかです。

千葉市では1社、市原市で2社使っています。

(清家委員)

千葉県内では千葉市と市原市しかこの制度はありません。千葉交通圏といわれるくくりで千葉市と市原交通圏で市原市です。

(加藤委員)

それ以外のタクシー会社の料金は2キロ730円です。

(清家委員)

2キロ未満が認められているのは、今おっしゃったように千葉市1社と市原市2社の3社しかいません。

(大木会長)

それは、4月の消費税増税によってということですね。

(加藤委員)

そういう運賃設定でないとだめだという方針となっています。

(佐久間委員)

先ほどの説明の中に、50円アップさせたいとの発言があったと思いますが、その50円という金額が出てきたのはどんな根拠ですか。

(ロンの家福社会)

特に、50円の根拠というのは、何を何%ということではなくて、ご無理の無い金額ということで、そういった大きくなるみで50円です。100円アップではなくて50円アップでご理解いただけるのではないかと。支払う側の立場に立って50円ならば無理がないのではないだろうかという気持ちだけです。

(佐久間委員)

そうすると、利用者及び利用保護者の方にも意見は聞かれていらっしゃるんですか。

(ロンの家福社会)

この協議会を終わって、ご賛同が得られればお伝えをするんですが、ご理解をいただきたいと思っております。

とうのは、NPOというのはほとんど助成をされるものというのが無いです。税金に関してもそうですし、ほとんどが自分たちで運営していかなければならないものですから、そういった中で、NPOを育てていただきたいという思いをご利用者にお伝えして、お願いできないだろうかという、そういう伝え方をしようと考えています。

これ以外にも、もろもろ支出は増えていくだろうと思います。一方で人件費の対価は変わらないものですから、どこかで運営の苦勞をしていかなければいけないので、それで50円のご負担はぜひ利用者にはご理解していただきたいなと思っております。

(佐久間委員)

そうしますと、消費税率3%アップだけの話で50円ということではないわけですね。

(ロンの家福社会)

そうですね。消費税だけの3%相当でいいじゃないかという計算はちょっとできないですね。

(大木会長)

他にはどうでしょうか。

(ロンの家福社会)

補足させていただきますが、さきほどおっしゃられたそういう料金があるのですよという委員さんのお話は私どもは知りませんでした。

あくまでも千葉県のタクシー料金を参考にさせていただいております。表に出ていたのは2キロの金額でしたので。

(大木会長)

再確認ですが、ロンの家福社会さんの方で現在9人の知的障害の方が使われていると、だいたい平均して月に8回、年間で798回というのが出ていると思うんですけども、ほとんどの方はどれくらいの距離乗るのでしょうか。

(ロンの家福社会)

事業所が船橋市にありますので、船橋市から千葉市の花見川区や美浜区付近ですが、6キロぐらいから11キロぐらいの方々がいます、平均して8キロから9キロぐらいだと思っております。

走行距離を9人で計算するとそういう数字になると思います。

(大木会長)

ただ、まれに2キロ未満の方がいるということで。

(ロンの家福祉会)

2キロ未満いますというのは、船橋市のご利用者もおりまして、事業所から船橋市の方は近距離の方はいらっしゃいます。ただ、千葉市の方9人においてはその対象ではありません。

(大木会長)

全体から見れば、だいたい8キロ前後の乗車距離ということですよ。

他にご質問ございますか。

(櫛田委員)

今までは3キロ350円を2キロ350円、1キロ下がったわけで、値上げということですよ。

ならば、加藤委員が言われてたようにタクシー料金の2分の1よりも高くなってしまふ計算があると、ならばさきほどのひだまりさんですか、ここでは5キロまで400円で、以後1キロ80円ですよ。1キロあたりに関しては50円ではなくて、例えば70円とか80円とかいう形にすればよろしいのではないですか。

(ロンの家福祉会)

70円、80円の端数が、実は計算上非常にややこしくなるので、それで開設当初から50円ずつの加算という仕組みにしています。

(櫛田委員)

では、やっぱり利用料金に関しては市内タクシーの2分の1以下という規定を超えてしまうのはまずいと思います。やはりこれは変更して他の方法で変えていかなければならないと思います。1キロ50円ではなくて、確かに煩雑になるかもしれないけれども70円とか80円とか60円でも、ある程度ご利用者の距離が限定されているわけですから。その辺を計算すればそういうことも可能じゃないかと思えますけれども。

(ロンの家福祉会)

そうすると、根底から考え直さなければいけないということになります。走行メーターがついているわけではないので、その辺をご理解していただければありがたいのですが。

(田川委員)

2キロ未満以外のところは、だいたい問題ないと思うので、概ねタクシー料金の2分の1ということだと思うので、たまたまほんのわずかなケースでそういうのがあっても、大きな目で見れば問題ないという気がしますけど。

3キロ4キロ5キロと、ずっとこの表を見ると問題ないですよ。

ですから、概ね2分の1と見てよろしいんじゃないでしょうか。

(櫛田委員)

そういう考え方もあるかと思いますが、私はやっぱりルートが決まっているわけですから、利用する方が少数だからいいということになってしまうのではないかと思います。例えばもっと利用する方が短い距離となった場合には、概ねでよいのかと思いますが。

別に、難しいとは思いませんが。1キロごとに50円でなくても、60円加算としたとしても。

100円の差をその辺で調整すればいいのではないかと思います。

(田川委員)

全体の売りに占める比率なんか、ほんとに微々たるものだと思いますが。

(加藤委員)

今、いろいろ意見が出ていますけれども、2キロ未満が1年に1回か2回しかないかもしれないですけれども、2キロ未満を作るとするのは、根底から崩れると思います。1回崩れると全部崩れるようになってしまうので。

これを2キロ以上350円で、以降1キロ毎に50円という料金に改めていただければ問題ないと思います。

(大木会長)

従来3キロ未満350円ですよ。3キロ未満というのは変えずに、350円を400円に変えるということは可能ですか。

先ほどのひだまりさんは5キロまで400円ですよ。

(加藤委員)

全体的なの枠の中で考慮頂けるのであればいいと思います。

(大木会長)

他にご意見の方はよろしいでしょうか。

この後、また協議させていただきますので。

事業者さんの方については何かご質問はありませんか。

(各委員)

ありません。

(大木会長)

それでは、ロンの家福社会さんありがとうございました。

(ロンの家福社会)

よろしく願いいたします。

(大木会長)

次に、各申請事業者についての協議に移りますが、ここからは非公開になりますので、申請事業者さん及び傍聴人は、退室願います。

また、申請事業者「特定非営利活動法人ひだまり」の更新登録の件につきましては、田川委員は当事者になりますので、ご退室をお願いいたします。

【田川委員退室】

【これより非公開】

(大木会長)

それでは「申請等についての協議」に移りますが、承認をお諮りする前に意見交換をしておきたいと思えます。

事業者からの説明をお聞きになって、まずは特定非営利活動法人ひだまりの更新登録の件について、ご意見等ございます委員はお願いいたします。

(各委員)

ありません。

(大木会長)

特定非営利活動法人ひだまりの更新登録の件については、ご意見等は出し尽くしているということ、最終的に承認ということは後ほど諮らせていただきます。

次に、特定非営利活動法人ロンの家福社会につきまして、協議したいと思えますので、田川委員に再度入室をお願いいたします。

【田川委員再入室】

(大木会長)

それでは、特定非営利活動法人ロンの家福社会の運送の対価の変更の件につきまして、ご意見をいただければとおもいます。

先ほど、加藤委員からこの4月以降消費税増税に伴うタクシー運賃の見直しがあつて、それと比較すると2分の1を超えるケースがあるのではないかというご意見が出ましたけれども、各委員の方からご意見をいただけたらと思えます。

(加藤委員)

先ほども言いましたけれども、2キロ未満を訂正して2キロ以上350円か、さきほど会長からお話があつたように3キロ400円とか、そういう折衷案を先方に打診して、このままでは難しいのでそれが可能かどうかというのを問い合わせしていただければありがたいです。

(櫛田委員)

料金に関して概ねタクシー運賃の2分の1ということになってはいますが、2キロで400円とした場

合は半分ちょっと超えますよね。こういう場合でも構わないのでしょうか。

(大木会長)

絶対に2分の1を超えてはいけませんという言い方は、国としてもしていないんですよ。

(清家委員)

2分の1の範囲を超えない程度と書かれているので。必ずしも超えたからと言って。

(大木会長)

櫛田委員が言われたように、確かに2分の1以内ということが理想的ではあるんでしょうけども、仮にこれが2分の1を10円でも20円でも超えたからと言って違反ですかということそうではない。

(櫛田委員)

であれば、2キロ未満400円にしても問題はないですよ。

(加藤委員)

2キロ未満はダメで、2キロ以上350円か会長さんが言った3キロ未満400円のどちらか先方さんの運営上のご意見を聞いてもよいのではないのでしょうか。

(田川委員)

50円上げたいというのがもともとのお気持ちのようですから、会長や加藤委員が言われたように、3キロ未満350円を400円とすることで、ロンの家福祉会さんが望んでおられる50円アップが実現できると思います。そういう方法がよいのではないかと思います。

(櫛田委員)

両方とも同じことですよ。

(加藤委員)

もう1回確認しますが、2キロ以上350円で以降1キロ毎に50円はいいと思っています。

(大木会長)

2キロ以上350円ということだと、2キロは350円、3キロは400円という話になります。そうすると、たまたま私が言ったような意味合いの物と変わらないということになります。

(加藤委員)

そうです。先方さんが3キロ未満を選ぶよと言った時に、利用者の中には2キロの方がいたときに値上がりになりますよね。そういう思いがありますので、利用者の声も聞いて先方さんがどちらを取るかよく検討願いたいということです。

(大木会長)

結果的に言葉の表現の仕方がちょっと変わってくる、ただし、400円にしてしまうと仮に2キロ未満で乗った時に、その400円がどうかと。

(加藤委員)

ご利用なさる方のご意見も聞いていただいて、料金を反映されたらよろしいかと。

(大木会長)

確かに2キロ程度の距離を乗る方もいなくはないと、ただ平均的には8キロから9キロということは言っていましたけれども、後々でもめない表現であれば、2キロ以上350円という形でさせていただいた中で、2キロ以上ということは、3キロ未満だと350円ということになります。

(櫛田委員)

そういうことになります。

(加藤委員)

であれば、2キロで350円とか。

(大木会長)

未満ではなくて、2キロまで350円、2キロ超えれば50円アップの400円という形で。

(加藤委員)

タクシーと同じように2キロ730円とかいう形をして頂ければ、なので2キロ350円ならいいと思います。

(大木会長)

2キロ350円で、2キロを少しでも超えてればそれに50円が加算されるということであれば、今のタクシー料金と比較してあまり差が出ない。その範疇の中で承認できるのではないかとということでしょうか。

(加藤委員)

そうです。一度2キロ未満という料金を作ると今後もこういう問題が発生してもめる事態が起きる可能性がありますから。

千葉市内では使わないから、船橋市内では使うから、ということになると、今度は船橋市の事業者の中で、千葉市では取っているのに何で船橋市ではだめなんだという問題が、業界全体でいろんな問題が出てきますから。

(大木会長)

佐久間委員いかがでしょうか。

(佐久間委員)

気持ち的には、この改定額は反対です。

3キロ未満を1キロ落として、それで同額ということですよ。

したがって、今検討された2キロ350円とか、そういうことでしたらわかりますが、申請のままの内容では異議を申し立てたいと思います。

(大木会長)

清家委員いかがでしょうか。

(清家委員)

先ほどの未満というところを削った形ということをおっしゃっていたと思いますが、それであればいいのかなと思います。

(大木会長)

2キロ350円、以降1キロ毎に50円ずつ加算という。

いわゆる2キロと100メートル行ったら400円ですよということですよ。

(清家委員)

そうですね。

(木戸委員)

2キロいかない方は350円ということですか。

(大木会長)

そうですね。

その他にご意見はありますか。

(楡田委員)

確かに、値上げということになれば、利用する方というのは非常に負担が厳しくなりますよね。本来なら現状の料金でやっていただくのがふさわしいと思いますが、消費税も上がりましたし、そういう色々な現状があるということで、最低限これぐらいは仕方ないかと思います。

(大木会長)

ロンの家福祉会さんからお話もありましたけれども、消費税も上がった、燃料費も上がっているといったところから、値上げせざるを得ないということで、今回運送の対価の改正ということで、その辺を各委員がご承認をいただいた中で、今回一部修正のもとで承認いただければと思います。

とりあえず、この2件についてのご意見は出し尽くしたということよろしいですか。

(各委員)

はい。

(大木会長)

では、まず、一つ目、申請事業者、特定非営利活動法人ひだまりさんについて、承認の方については挙手をお願いいたします。

(田川委員以外の各委員)

全員挙手

(大木会長)

全員承認ということで、ありがとうございます。

つづきまして、特定非営利活動法人ロンの家福祉会さんについては、今回出された申請の金額ではなく、先ほどからお話がありました2キロ350円、以降1キロ毎に50円ずつ加算、この変更案についてであれば、賛成しますという委員については挙手をお願いします。

(各委員)

全員挙手

(大木会長)

ありがとうございます。

全員承認ということで、特定非営利活動法人ロンの家福祉会さんについては、変更後の料金設定で事務局の方で話をお願いします。

今回、ロンの家福祉会さんについては、運送の対価の変更について、各委員から変更案が出ています。

これを、ロンの家福祉会さんの方に話をして了承していただいた中で、変更結果を受け入れていただくという形になると思いますが、その流れを事務局からお聞かせください。

(事務局)

最終的に案が出ましたけれども、各委員が言われた内容を伝えまして、ご了解を得られれば調整をしたいと思います。

その結果について、各委員にお知らせいたします。

(大木会長)

では、特定非営利活動法人ひだまりさんについては、協議が調ったということでよろしいと思います。

特定非営利活動法人ロンの家福祉会さんについては、今回の各委員の変更案ということで、最終的には2キロ350円ということで、この協議会の中ではその方針が一番いいだろうと決まりましたので、そこを重点的にお話をいただきまして、特定非営利活動法人ロンの家福祉会の方と協議をいただきたいと思っています。

(事務局)

承知しました。

【ここまで非公開】

(大木会長)

それでは、運営協議会の協議結果について、今後、事務局より申請事業者に対して、必要な事務手続きをお願いしたいと思います。

続きまして、議題の(4)「運送の対価以外の対価」についてですが、事務局よりこれについて説明をお願いします。

(事務局)

「運送の対価以外の対価」について説明させていただきます。

この議題は、前回協議会において、引き続き事務局で検討することとなったものです。その検討の結果をご報告させていただき、委員の皆様と協議していただくため、今回議題とさせていただきました。

まず、お手元にございます、「資料2-1」「運送の対価以外の対価について」をご覧ください。1から順を追ってご説明させていただきます。

「1 参考とする近隣政令市、県内中核市、近隣市の状況」につきましては、近隣政令市、県内中核市、近隣市の状況について調査したところ、基準額等を定めている自治体はなく、協議会において、同地域の他団体と比較して高額でないと認められる範囲であるかどうかについて協議し決定しているのが現状でした。

「2 国ガイドライン」につきましては、運送の対価以外の対価は、実費の範囲内とされていますが、明確な基準等は示されておりません。

以上のことを踏まえて、事務局において検討しました。

「3 事務局案」につきましては、事業者から積算根拠資料を提出させ、協議会開催時にヒアリングを行うとともに、市内事業者、類似事業の事例を参考に、その対価の妥当性について協議し決定するという案を作成いたしました。

提出を求める積算根拠資料としましては、資料2-2をご覧ください。

料金を設定する場合には、該当する料金の「種別」、「料金の内容」の定義に合わせ、「料金」と「積算根拠」を記入することとします。

協議の参考とする市内事業者、類似事業の事例としましては、資料2-3をご覧ください。

先ほどの積算根拠資料と合わせた「種別」、「料金の内容」毎に、「市内事業者の事例」、「類似事業の事例」をまとめております。

これらの事例をもとに、協議会の中で委員の皆様のご意見をいただきながら、協議するのが望ましいと考えましたところですが、皆様のご意見を伺いたいと思います。

説明は以上でございます。

(大木会長)

前回からご協議いただいております、運送の対価以外の対価についてということで、事務局案を示させていただきましたけれども、これにつきましてご質問等がありましたらお手を挙げていただきたいと思います。

(事務局)

事務局の方から補足させていただきます。

資料2-3をご覧くださいますと、前回も同じことを申し上げたかと思いますが、目安額のようなものを事務局の方で出せればと考えましたが、いろいろ突き詰めて考えていきますと、事業者さんの運営の状況や料金に係る按分というか、そういう比率までも出していないと目安額というのは出せません。果たしてそれが可能かという、不可能だという結論に行き着きました。

それで、先ほどの運送の対価の変更申請でも、事業者さんが説明に苦慮されていましたが、50円上げたいんだけど50円の根拠は無いというような説明がありましたが、そういったことから、添付しております資料2-2の積算根拠という欄を協議会の場で説明していただいて、各委員から意見を聞きながら決定していくというのが事務局の案になりますが、その点についてご意見をいただきたいと思っています。

(大木会長)

ありがとうございます。

(加藤委員)

私も、こうした方がいいんじゃないかという意見を持っていないので、その都度申請される事業者の皆さんから出された物について、常識的な判断をしてその都度決めるという形の方がよろしいかと思えます。

ここでガイドラインを作って、こういう範囲内でないとだめだというのは、なかなか作れないような気がします。

(大木会長)

ありがとうございます。

他にご意見ありますか。

(田川委員)

そのとおりだと思います。

(大木会長)

本来であれば、ガイドラインを決めて、そのガイドラインを見ながら精査していくというのが一番よろしいかとは思いますが、事業者によっては持っている力が違うので、一概に線引きをしてこのラインで決めようというのは難しいかと。

事務局案としては、ヒアリングを行ってその都度精査するという話です。

(櫛田委員)

資料2-3で、運送の対価以外の対価の種別が6点ありますが、この中で介助料について、乗降介助に関する部分に限る料金というのがあります。

私たちがタクシーの運転手でその例を挙げますと、実際我々タクシーは病人等、身体の悪い方も一人で車いすに乗っている方も結構お載せしますが、その時に付き添いの方がいれば問題ないんですけど

も、一人の方の場合タクシーとしてはそういう方の介助のための料金は取っていません。

だから、確かにタクシーとは同じではないのかもしれませんが、介助というのは私どもはサービスということでやっています。その辺ちょっと感じたもので。

(大木会長)

介助的な部分で、車いすで多少の介助であればうまく移乗ができるような方と、重度の方で付き添いの方も付くと思いますが、2人介護といった方もいなくはないと思います。

ただそういう状況を見ないとなかなかこういう料金設定ができていくのかなというところはあると思います。

(櫛田委員)

ただ、タクシーの場合は無いということと言いたかっただけです。
料金として取ってはいけなとかという意味ではないです。

(大木会長)

はい。
清家委員はいかがでしょうか。

(清家委員)

今の補足ですが、通達の中で今おっしゃられた介助料というのが、乗降介助に関する部分に限るというのが、運送の対価以外の対価として例が上がっているものの中に含まれているので、それを基に事務局の方でこういった種別を作っていただいて、入れていただいたと思います。

私も、新たな基準を作るというよりは、先ほどおっしゃられていたように1回1回ヒアリングをしてそれで決めていく方がよろしいかと思えます。

(大木会長)

類似事業の事例という形では、委員の皆様にご覧いただいた資料をお配りした中で、ヒアリングのもと1件ずつ決めさせていただくということが事務局の案でございます。

(佐久間委員)

運送の対価以外の対価については、国のガイドラインで実費の範囲内という、実費の範囲内が実際に待機料金で①の業者は15分で200円、②の業者は10分で200円ということですが、これらについては、事業者さんから算出根拠を聞けば、ある程度こちらでいいか悪いか判断できるようになってくると思えます。

(田川委員)

設定した背景があるわけだと思います。利用料金も千差万別じゃないですか。それぞれ個別の事情をきちんとヒアリングした上で総合的に判断するというところに落ち着かざるを得ないと思います。

(木戸委員)

その事業所にいろいろな背景があると思いますので、その算出根拠を聞いたうえで話し合っていくべきだと思います。

(大木会長)

それでは、協議の結果、事務局案について全員承認ということで、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(大木会長)

ありがとうございました。

(大木会長)

最後に、次第3「その他」について、委員の方々から何かございますでしょうか。無ければ事務局よりお願いします。

(事務局)

1点目ですが、冒頭でも申し上げましたが、お手元にお配りしている資料のうち、「協議に係る申請書類」につきましては、個人情報がございますので、回収させていただきます。

2点目ですが、次回の開催につきましては、更新予定事業者が8団体あるため、7月31日(木)午後を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

(大木会長)

本日、予定していた議題は、すべて終了いたしましたので、以上をもちまして、本日の協議会を終了させていただきます。

委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

この後は、事務局の方でお願いします。

(事務局)

委員の皆様には、慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、平成26年度第1回千葉市福祉有償運送運営協議会を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。(終了)